

独立行政法人日本スポーツ振興センター法及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律の一部を改正する法律 新旧対照表 目次

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）（第一条関係） 1
- スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第二条関係） 3

（傍線部分は改正部分）

中 「前条第一項」とあるのは「次条の規定により読み替えて適用する前	第八条の四 センターの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度における収益の算定方法等の特例)	(新設)	附 則	改 正 後

条第一項」と、「百分の五」とあるのは「百分の十」とする。

(区分経理)

第八条の五 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の五第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の六～第八条の九 (略)

(特定業務に係る施設の整備に要する費用についての都道府県の負担)

第八条の十 特定業務に係る施設のうち、地域の発展に特に資するものとして政令で定める施設の整備に要する費用は、当該政令で定める施設が存する都道府県が、その三分の一以内を負担する。

2 前項の場合において、当該都道府県が負担する費用の額及び負担の方法は、センターと当該都道府県とが協議して定める。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、当事者の申請に基づき、文部科学大臣が裁定する。この場合において、文部科学大臣は、当事者の意見を聽かなければならない。

(区分経理)

第八条の四 特定業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定（以下「特定業務勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

2 前項の場合における第二十四条第一項及び第三項の適用については、これらの規定中「特別の勘定」とあるのは、「特別の勘定及び附則第八条の四第一項に規定する特定業務勘定」とする。

第八条の五～第八条の八 (略)

(新設)

○スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）（第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

		改 正 後	附則
4 セントーの平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業 年度における第二十一条第五項の規定の適用については、同項中「三分 の一」とあるのは、「八分の三」とする。 （平成二十八事業年度から平成三十五事業年度までの各事業年度におけ る収益の使途の特例）	（新設）	附則	改 正 前